

科目名	民法総則 Civil Law : General Provisions								
科目担当者	松野 民雄 MATSUNO Tamio								
単位数	4	配当年次	2年	授業形態	講義	開講学期 通年			
履修学部・学科【区分】 他学部他学科履修	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目] 他学部他学科履修○				ディプロマポリシーとの関連	(3)(4)			
授業の概要	<p>民法は、人と人との間の法律関係を規律する最も基本となる法律である。民法の内容は、民法総則、物権法、債権法、家族法（親族法・相続法）によって構成されている。この授業においては、民法の中の「民法総則」に関する基礎知識の修得を目的として講義を行う。具体的には、民法の基本原則から始まり、権利の主体（人）、権利の客体（物）、権利の変動（法律行為、時効）について、なるべく多くの具体例を用いて解説し、興味深く民法総則に関する基礎知識を修得できるよう進めてゆく。</p> <p>この授業では、公務員試験・国家試験（宅建試験・行政書士試験・司法書士試験等）・法学検定試験等の合格をも念頭において進めてゆく。</p>								
授業の到達目標	<p>① 民法の基本的な考え方・基本原則が理解できている。      ② 民法総則の基本的内容が理解できている。      ③ 法的思考力（リーガルマインド）の基礎を修得できている。</p>								
授業計画・内容	1	イントロダクション、民法の意義、民法典の条文の構造	16	イントロダクション、民法総則の規定の構造と後期授業の概要					
	2	民法の指導原理	17	代理制度①（代理の意義、種類）					
	3	私権の制限（権利行使の制限）	18	代理制度②（代理権）					
	4	権利の主体（人—自然人・法人）	19	代理制度③（代理行為）					
	5	自然人の能力①（権利能力、失踪宣告制度）	20	代理制度④（表見代理制度）					
	6	自然人の能力②（意思能力・行為能力）	21	代理制度⑤（無権代理）					
	7	制限行為能力者制度①（未成年者）	22	代理制度⑥（代理制度のまとめ）					
	8	制限行為能力者制度②（成年被後見人、被保佐人、被補助人）	23	条件・期限、期間					
	9	制限行為能力者制度③（取引の相手方の保護）	24	時効制度①（時効の意義、種類、時効の存在理由）					
	10	権利の客体（物）	25	時効制度②（時効完成の効果）					
	11	法律行為の意義、成立要件、有効要件	26	時効制度③（時効の完成猶予と更新）					
	12	意思表示の効力①（心裡留保、虚偽表示）	27	時効制度④（取得時効の成立要件）					
	13	意思表示の効力②（錯誤）	28	時効制度⑤（消滅時効の成立要件）					
	14	意思表示の効力③（詐欺、強迫）	29	時効制度⑥（時効制度のまとめ）					
	15	前期授業のまとめ	30	後期授業のまとめ					
授業外学修 (事前学修)	事前の学修としては、2時間程度、指定教科書の該当部分を読んでおくことが望ましい。その際、必ず、関連条文を「六法」で確認しておくこと。								
授業外学修 (事後学修)	事後の学修としては、2時間程度、授業の内容を振り返るとともに、教科書の該当箇所を再度確認しながら、授業内容の知識を確実なものにしておくこと。								
成績評価方法・評価比率・到達目標との対応	成績評価方法			評価比率	到達目標との対応				
	授業への出席(3分の2以上)が当然の前提となる。 ① 受講態度・授業への取り組み姿勢 (30%) ② 定期試験の結果 (70%) ※本年度前期、民法・商法が試験科目となっている国家試験、公務員試験または検定試験に合格した者については、特例措置あり。			① 30% ② 70%	① ② ③ ① ② ③				
成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合								
教科書	潮見佳男・滝沢昌彦・沖野眞己 著『民法1 総則』【有斐閣アルマ】(有斐閣、2024年)								
参考文献	潮見佳男・道垣内弘人 編『民法判例百選 I [第9版]』別冊ジュリスト No.262 (有斐閣、2023年)								
その他	併せて、「民法総則B」、「物権法I」、「物権法II」、「債権法総論I」、「債権法総論II」、「債権法各論I」、「債権法各論II」、「家族法A」、「家族法B」を受講することが望ましい。								